



須賀川基署発 0316 第 1 号
令和 2 年 3 月 16 日

関係団体の長 殿

須賀川労働基準監督署長



高所作業等における墜落防止措置の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年 3 月 13 日、須賀川市内の工場において、労働者（男性・46 歳）が当該工場の屋根の補修工事中、高さ約 9 メートルから墜落した結果、死亡する労働災害が発生し、当署において災害発生状況等の調査を行っているところです。

労働安全衛生法においては、事業者は高さ 2 メートル以上の箇所にて作業を行う場合（いわゆる高所作業）、手すり等を設置するなどの墜落防止措置等を講じることとされており、また、スレート等の材料でふかれた屋根の上で労働者が作業を行う場合には、当該措置に加え、歩み板の設置等の措置を講ずることとされているところ、労働基準監督機関においては、建設工事関係者等に対して高所作業等における墜落防止措置を図るよう指導等を行ってきたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対して高所作業等における墜落防止措置の徹底について必要な御指導及び御協力をいただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）（抄）】

（事業者の講すべき措置等）

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

【労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）（抄）】

（スレート等の屋根上の危険の防止）

第 524 条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。